

# ひたちなか市議会経済建設委員会

令和7年9月16日(火) 午前9時57分開議  
議事堂第3委員会室

## 【付議事件】

### 1 議案

議案第 85号 市道路線の認定、廃止及び変更について

---

#### ○出席委員 8名

経済建設委員会 弓削仁一委員長  
加藤恭子副委員長  
鵜澤恵一委員  
安のり子委員  
安次男委員  
大谷隆委員  
清水立雄委員  
三瓶武委員

---

#### ○欠席委員 0名

---

#### ○委員外議員 0名

---

#### ○説明のため出席した者

建設部	祖田 章	建設部長
	原秀明	建設部技正兼道路管理課長
	風間剛	道路管理課長補佐
	秋田尚之	道路管理課技佐兼維持補修係長
	二川浩之	道路管理課管理係長
	小石川正芳	道路管理課管理係長

---

#### ○事務局職員出席者

議会事務局 海埜敏之 主幹  
折本光 主幹

# 経済建設委員会

令和7年9月16日(火)

茨城県ひたちなか市議会

午前9時57分 開会

○弓削委員長 これより経済建設委員会を開きます。

本日の付託案件は、議案1件です。

それでは、議案の審査を行います。

議案第85号 市道路線の認定、廃止及び変更についてを議題とします。

S i d e B o o k s のホーム画面から、全議員共通、本会議、令和7年定例会、第3回9月定例会、議案第85号の順にフォルダをお開きください。大丈夫でしょうか。

提出者の説明を願います。祖田建設部長。

○祖田建設部長 おはようございます。それでは……

○弓削委員長 部長、説明は着座でお願いします。以降、もし説明があるときには着座でお願いします。

○祖田建設部長 それでは、着座にて失礼いたします。

議案第85号 市道路線の認定、廃止及び変更についてであります。

議案第85号 市道路線の認定、廃止、変更につきましては、道路法第8条及び第10条の規定に基づき、路線の認定、廃止及び変更を行おうとするものであります。

議案書の2ページをご覧ください。市道路線の認定、次の議案書3ページ、市道路線の廃止、また次の議案書4ページの市道路線の変更の各表及び参考資料の路線位置図を併せてご参照願います。よろしくお願ひいたします。

まず、新規認定のNo.1になります。議案書2ページです。参考資料につきましては、1ページから3ページになります。こちらの路線は市道佐野地区694号線です。開発行為により築造された道路で、市に帰属されましたことから認定するものであります。

次に、新規認定のNo.2、田彦地区364号線、同じく365号線です。参考資料は4ページから6ページになります。こちらも開発行為により築造された道路で、市に帰属されたことから認定しようとするものであります。

次に、新規認定のNo.4、市毛・堀口地区257号線です。参考資料は7ページから9ページになります。こちらも開発行為により築造された道路で、市に帰属されましたことから認定しようとするものであります。

以降の新規認定路線につきましては、資料の都合により区画整理事業の地区ごとにまとめておりますので、後ほどご説明いたします。

次に議案書の3ページになります。

廃止路線のNo.1、湊北部地区348号線、参考資料は10ページ及び11ページです。こちらは公図上道路がなく、現況は堀出神社の参道となっておりまして、それを認定していたということでしたので、今回認定を廃止しようとするものであります。

以降の廃止路線につきまして、No.2と3がございますが、資料の都合により区画整理の地区と併せてまとめておりますので、こちらについても後ほどご説明いたします。

2ページに戻りまして、新規認定路線のNo.5、馬渡・中根地区514号線、参考資料は

14ページになります。東部第1土地区画整理事業により築造された道路を市道認定しようとするものであります。

続きまして、No.6、馬渡・中根地区515号線、参考資料は15ページになります。こちらも同じく東部第1土地区画整理事業により築造された道路を市道認定しようとするものであります。

続きまして、No.7、馬渡・中根地区516号線、No.8、馬渡・中根地区517号線、No.9、同じく518号線及び4ページの路線の変更のNo.1、馬渡・中根地区375号線になります。こちらの4路線、参考資料は16ページになります。こちらは東部第1土地区画整理事業により築造された道路であります。これを市道認定及び一部の路線について終点の変更をしようとするものであります。

再び2ページに戻っていただきまして、新規認定路線のNo.10、馬渡・中根地区519号線になります。参考資料は17ページです。こちらも東部第1土地区画整理事業により築造された道路を市道認定しようとするものであります。

続きまして、No.11、馬渡・中根地区520号線、No.12、同じく521号線、参考資料は20ページになります。東部第2土地区画整理事業により築造された道路を市道認定しようとするものであります。

続きまして、議案書4ページになります。路線の変更、No.2、馬渡・中根地区484号線、参考資料は21ページになります。東部第2土地区画整理事業により、事業の進展に伴い築造された道路の終点の変更をしようとするものであります。

2ページに戻っていただきまして、新規路線の認定になります。No.13、1級24号線及びNo.14、1級25号線、参考資料は23ページになります。こちらは六ッ野土地区画整理事業により築造された道路を市道認定しようとするものであります。

続きまして、No.15、中央地区848号線、No.16、849号線、No.17、850号線、No.18、851号線、参考資料は24ページになります。こちらも六ッ野土地区画整理事業により築造された道路を市道認定しようとするものであります。

続きまして、議案書3ページの廃止路線になります。廃止路線、No.2、中央地区136号線、No.3、中央地区838号線、参考資料は25ページになります。こちらにつきましては、まず136号線につきまして、六ッ野土地区画整理事業により道路形態がなくなったこと、また、838号線につきましては、1級24号線として再認定を行うために廃止しようとするものであります。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○弓削委員長 説明をありがとうございました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○弓削委員長 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○弓削委員長 討論なしと認め、討論を終了します。

これより採決します。本案は原案のとおり可決すべきものとすることに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○弓削委員長 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものとすることに決定しました。

以上で議案の審査を終了します。

執行部の皆さんには退席されて結構です。お疲れさまでした。

(執行部退席)

○弓削委員長 では次に、閉会中の所管事務調査について協議したいと思います。

12月定例会までに行う所管事務調査の案件について、委員の皆様から何かご意見などございますでしょうか。大谷委員。

○大谷委員 これは河川のほうなんですけれども、事業的には県のほうの範囲なのかな——になると思うんですけれども、長堀小学校の下のところ、ダムですか、あの辺についてちょっと見たいなと思うんですけれども。

○弓削委員長 ほかにご意見はございますでしょうか。

中丸川のダムというか、あの辺りの工事ということですね。

○大谷委員 そうですね。

○弓削委員長 分かりました。

ほかにご意見ございますでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○弓削委員長 ありがとうございます。

では、今の案件について、中丸川の建造中の雨水対策をはじめとしたダム辺りと進捗状況とか、それに伴う市のほうの事業とかその辺も説明いただきたい、もしあれでしたら現場を見たりもどうでしょうか。座学とか現場を見たりとかができるかどうか、執行部のほうに伺ってみたいと思います。

あと、日程なんですけれども、確認させていただきたいんですが、正副で打合せさせていただいたときに、10月29日（水曜日）、30日（木曜日）、31日（金曜日）あたりはいかがかなと思うんですけれども、ご都合悪い日はありますでしょうか。30日に関しましては午前中のみで、29、31につきましては午前、午後、双方大丈夫のようなのですが、全体的な日程として。

(「30、31は研修会が」と呼ぶ者あり)

○弓削委員長 29日ということで、もし皆さんご都合大丈夫であれば。1日だけですけれども、執行部と調整させていただきたいと思いますので。案件についても執行部で受けられるかどうかという点もありますので、その辺も含めて正副にお任せいただければありがたいのですが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○弓削委員長 ありがとうございます。

それでは、そのような形で進めさせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。29日はできれば午前中がいいのかなと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。ありがとうございました。

それでは、次に、閉会中の継続調査申し出についてを議題とします。

S i d e B o o k s のホーム画面に戻っていただきまして、全議員共通、常任委員会、経済建設委員会、令和7年度、令和7年9月16日、配付資料、閉会中の継続調査申出書（案）についてということで順にお開きいただきたいと思います。大丈夫でしょうか。

では、閉会中の継続調査申し出について、事務局から説明願います。折本主幹。

○折本主幹 それでは、閉会中の継続調査申出書（案）についてご説明いたします。

閉会中の委員会活動を可能とするため、会議規則第111条の規定により継続調査の申し出を提出しているところでございます。

案件といったしましては、経済環境行政について、建設行政について、都市整備行政について、水道行政についてということで、経済建設委員会の所管している事務を広く拾えるような形で案を作成しております。委員の皆様の了解が得られれば、このような形で本会議最終日に提出させていただきます。

説明は以上でございます。

○弓削委員長 ありがとうございました。

ただいま説明がありました閉会中の継続調査申し出について、何かご意見ございますでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○弓削委員長 それでは、この案のとおり提出したいと思います。異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○弓削委員長 異議なしと認め、この案のとおり、閉会中の継続調査申出書を本会議最終日に提出いたします。よろしくお願ひいたします。

次に、その他に入ります。何かご意見ございますでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○弓削委員長 それでは、なしという声がございましたので、以上で本委員会に付託されました案件は全て終了しました。

これをもちまして経済建設委員会を閉会します。

午前10時15分 閉会